

あなたの生活をまもる制度です

日常生活自立支援事業をご存知ですか？

認知症の方や障がいをお持ちの方などの、福祉サービス利用のお手伝いや、それに伴うお金の管理などを契約に基づいてサポートします。ふだんの生活で自分ひとりではどうしたらいいのかわからない時などに利用できます。施設や病院で生活している方も利用可能です。

福祉サービスを利用したいがどうしていいのかわからない



福祉サービス利用援助

福祉サービスの説明や利用の手続きをお手伝いします



上記サービスと併せて使えます

生活に必要な支払いができていない



日常的金銭管理サービス

生活に必要なお金の出し入れや公共料金などの支払いをお手伝いします

大事な書類をどこに保管したか忘れてしまう



書類預かりサービス

証書や印鑑などをお預かりし、貸金庫に保管します



Q 利用するには
どうしたらいいの？

A まずは恵那市社会福祉協議会までご連絡ください。ご家族、民生委員、ケアマネジャーなどご本人以外の方からの相談もお受けいたします。
相談は無料です。

Q 利用料は？

A **1時間当たり1,200円
(30分600円)**
書類預かりサービスは1か月500円です。
※市民税非課税、各種手帳をお持ちの方等は申請により利用料の半額の助成を受けることができます。
(書類預かりサービスを除く)

Q できないことは？

A 施設、病院などとの契約、不動産や預貯金の運用、介護、看護、買い物、掃除などはできません。貴金属、骨董品などはお預かりできません。

サービス利用の流れ

1 **相談⇒訪問・調査**
専門員がご自宅などを訪問しお話を伺います

2 **各種書類作成**
本人の意向を確認しながら契約内容、支援計画を提案します

3 **契約**
本人立会いのもと、契約を結びます

4 **サービス開始**
生活支援員が契約に基づいてお手伝いします

問い合わせ 恵那市社会福祉協議会 地域福祉課 **TEL 0573-26-5220 (直通)**